

2021年3月18日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「代理出金口座付遺言信託（つづくほほえみ）」の取り扱い開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ながしま いわお 長島 巖）は、2021年4月1日（木）より、ご自身が亡くなった後、のこされたパートナーに資産を遺すだけでなく、遺した資産の管理までサポートする新たな信託商品「代理出金口座付遺言信託（つづくほほえみ）」（以下「本商品」）の取り扱いを開始いたします。

核家族化等の影響により、配偶者と死別する等で一人暮らしとなる高齢者が増加するなか、本商品はご自身が亡くなった後も、のこされたパートナーが引き続き楽しみや生きがいをもって日々暮らしていけるような仕組みを生前から用意できる信託商品です。

【本商品の特長】

- パートナーのために遺言で資産を遺したうえで、ご自身が亡くなった後もパートナーが毎日を楽しむために自由にお金を使い続けられる信託口座を用意しておけます。
- 万が一、認知症等によりパートナーの判断能力が低下・喪失した場合でも、ご家族等が代理人として信託口座から払い出すことができ、その使いみちを代理人以外のご家族で見守れます。
- 信託口座は、スマートフォンアプリを使用して簡単・便利に管理できます。

今後も三菱UFJ信託銀行は、信託が持つ資産承継・資産管理の機能を活用することで、広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

【本商品の仕組み】

| | 生前 | 相続発生後 |
|-----|---|---|
| 遺言者 | <p>①遺言書を作成。(※1) 将来の信託口座の 設定を指定。</p> <p>(※1) 当社の遺言信託[遺心伝心] をご利用いただけます。</p> | <p>②当社(遺言執行者)が遺言書に基づき財産配分。 一部の財産で受益者のための専用の信託口座 を設定。</p> |
| 受益者 | | <p>③受益者が ご自身の名義で 信託口座を利用開始。</p> <p>受益者名義 の信託口座</p> |

パートナーやご家族が将来さらに歳を重ねても安心してお金を使い続けられる口座 (※2)

| | |
|-----|--------------------------------|
| 機能① | ✓ ご本人に代わってお金を引き出せる「代理人」が設定できる |
| 機能② | ✓ 「スマートフォンアプリ」でお金を簡単に引き出せる |
| 機能③ | ✓ 信託口座の様子は他のご家族にも見守ってもらうことができる |

(※2) 信託口座は、当社の代理出金機能付信託「つかえて安心」の仕組みを利用します。

【本商品の概要】

〈遺言で指定できること〉

| | | |
|----------|----|---|
| 受益者 | 必須 | ・信託口座を設定したい方を、遺言者の3親等以内の親族から1名指定いただけます。 |
| 信託金額 | 必須 | ・信託口座に入金する金額を200万円以上(1円単位、上限なし)で指定いただけます。 |
| 受益者代理人 | 任意 | ・お金の管理をサポートする方を受益者の3親等以内の親族、弁護士、司法書士から1名指定いただけます。 |
| 第2受益者代理人 | 任意 | ・受益者代理人に指定した方に万が一のことがあった場合に備え、第2順位の受益者代理人を指定いただけます。 |
| 閲覧者 | 任意 | ・受益者の資金管理を見守る方を指定いただけます。 |
| 定額払い | 任意 | ・定額払い(毎月)の設定および1回あたりの払出金額を指定いただけます。(月額1万円~20万円(1万円単位)の範囲) |

〈信託報酬（手数料）〉

| 時期 | 計算方法(消費税込) | 支払方法 | | | | | | |
|--------------------|--|-------|-------|--------------|------|---------------|-------|---------------|
| 遺言作成時 | 無料（別途、当社の遺言信託[遺心伝心]の手数料がかかります。 ※3） | | | | | | | |
| 遺言執行時 (信託口座設定時) | <p>信託元本額に応じて、次の信託報酬率が適用されます。 <信託報酬表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>信託元本額</th> <th>信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 万円超の部分</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以下の部分</td> <td>1.65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低報酬金額 11 万円～最高報酬金額 165 万円 ・信託報酬(消費税前)の千円未満は切捨て。</p> | 信託元本額 | 信託報酬率 | 5,000 万円超の部分 | 1.1% | 5,000 万円以下の部分 | 1.65% | 信託元本より 引落し |
| 信託元本額 | 信託報酬率 | | | | | | | |
| 5,000 万円超の部分 | 1.1% | | | | | | | |
| 5,000 万円以下の部分 | 1.65% | | | | | | | |
| 信託口座設定後 ※4) | 毎月 528 円 | | | | | | | |

※3) 遺言信託[遺心伝心]の手数料等詳細については、弊社ホームページの商品専用サイトでご確認ください。

https://www.tr.mufg.jp/shisan/yuigonshintaku_01.html

※4) 信託口座設定後の受益者等による追加入金の際は追加入金後の元本(当初信託元本+追加入金元本の合計額)に上記信託報酬率にて再計算を行い、お支払い済みの信託報酬との差額をお支払いいただきます。